

1 審査会の結論

審査請求人が、令和2年3月9日付けで四日市市長に対して申し立てた審査請求（令和2年2月5日付け個人情報開示請求（整理番号第50号）に対し実施機関が相当の期間が経過したにもかかわらず開示決定等を行わないことについての審査請求）は、以下の理由から却下されるべきである。

2 審査会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

審査請求人は、本件審査請求を提起した後、2度にわたり審査請求の趣旨の変更を申し出ている。行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）は、明文で審査請求の趣旨の変更を認めてはいないものの、審査請求の審理対象は、必ずしも審査請求書の記載に限られるものではないことから、当審査会では、審査請求人からの申出の内容、その他の事情を総合的に検討し、本件審査請求の審理対象を判断したうえで、本件審査請求について慎重な審理を行った。

(2) 審査請求人からの審査請求の趣旨の変更申出に係る経緯

審査請求人が2度にわたり審査請求の趣旨の変更を申し出た経緯は次のとおりである。

①審査請求人による個人情報の開示請求（令和2年2月5日）

審査請求人から「私が2019年12月23日に四日市農水振興課の職員の方とお話し合いを行い、四日市市農水振興課の職員の方に、私との会話の内容を情報公開請求されたら全てを開示するという条件のもと録音した会話データの全てを情報開示請求させていただきます。尚、録音データに私以外の個人情報が含まれる様でしたら、文書にさせていただいて開示をお願いいたします。」と記載された個人情報開示請求書が実施機関に提出され、同請求書は農水第1463号〔整理番号第50号〕として受付がなされた。

②実施機関による開示期限の特例延長（令和2年2月19日）

実施機関が、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、個人情報の開示等に係る決定

の期間を令和2年7月15日まで延長することとし、「個人情報開示決定等期間特例延長通知書」により、審査請求人にその旨の通知を行った。

③ 審査請求人による審査請求（令和2年3月9日）

審査請求人から「不服申立ての趣旨」として『個人情報開示決定等期間特例延長通知』を取り消していただき『個人情報開示決定等延長決定通知書』として残りの個人情報について開示決定等をする期限を令和2年4月3日としていただける様に宜しく願いいたします。」と記載された審査請求書が審査庁に提出された。

④ 審査庁による補正命令（令和2年3月27日）

審査庁が、審査請求人が行った審査請求（③）について、行政不服審査法第23条の規定に基づき、補正命令（農水第1463号-4）を行った。

補正命令は、概ね次のような内容であった。

- ・「個人情報開示決定等期間特例延長通知書」の送付は、個人情報の開示決定を行う期間を特例延長することを通知したものにすぎず、審査請求の対象にはならない。
- ・不服申立ての趣旨が個人情報開示請求をしてから相当な期間を経過したにもかかわらず、開示・不開示の決定をしないことにある場合は、当該不作為についての審査請求をすることができるため、審査請求書を補正すること。

⑤ 審査請求人による審査請求の補正（1度目の審査請求の趣旨の変更申出）（令和2年4月20日）

審査請求人から、審査請求補正書が提出された。

補正の内容は、不服申立て（審査請求）の趣旨及びその理由をそれぞれ概ね次のとおり変更するものであった。

- ・不服申立て（審査請求）の趣旨
 - ①の個人情報開示請求について、速やかに個人情報の開示に係る決定をするよう求める。
- ・審査請求の理由
 - 条例は、開示決定等を開示請求が実施機関に到着した日から起算して15日以内にすると規定しているが、令和2年3月9日現在開示に係る決定はされないまま相当の期間が経過している。

⑥ 実施機関による個人情報の一部開示決定（令和2年7月3日）

実施機関が、審査請求人が行った個人情報の開示請求（①）に対し、個人情報の一部開示決定を行った。（農水第564号）

一部開示決定の内容は、次のとおりであった。

・開示請求に係る個人情報の内容

「開示請求者と農水振興課職員が話し合いを行った際、会話の内容を情報公開請求されたら開示するという条件のもと農水振興課職員が録音した会話データで、今まで開示請求していない会話データのうち、令和元年12月23日に録音した会話データ。」

・一部を開示しない理由

個人情報保護条例第14条第1項第3号に該当

⑦個人情報の一部開示決定に基づく開示の実施（令和2年7月22日）

実施機関が審査請求人に対し、⑥の決定に基づく開示対象個人情報の写しである音声データを保存したCD-Rを交付した。

⑧実施機関による弁明書の送付（令和2年10月16日）

⑨審査請求人による反論書の提出（令和3年1月7日）

⑩審査請求人による2度目の審査請求の趣旨の変更申出（令和3年1月29日）

審査請求人から「経緯説明書 兼 要望書 兼 追加反論書 兼 補正書」と題する文書が実施機関及び情報公開・個人情報保護審査会宛てに提出された。

同文書は、次のとおり審査請求の趣旨の変更を求める内容であった。

「四日市市の令和2年2月19日付け農水第1463号-2（整理番号第50号）の決定はあくまで部分開示ですので「特定」した行政情報と違います。「特定」した通りの行政情報である全ての会話を開示する為の文書おこした行政情報は決定の段階では不存在になると聞いておりますので、決定を取り消しして行政情報不存在決定とする事を求めます。」

(3) 審査請求の趣旨の変更申出について

①1度目の変更申出（(2)⑥）

令和2年3月9日に提出された審査請求書（(2)③）の記載から、審査請求人は当初、実施機関が行った開示決定等の期間の特例延長（以下「特例延長」という。）の取消しと、審査請求人が指定する日までに開示決定等を行うことを求める趣旨であったと考えられる。

しかしながら、特例延長は、個人情報開示請求に対する開示決定等を行う期

間を、条例第18条の規定に基づき特例的に延長したに過ぎず、「行政庁の処分」（法第1条第2項）とはいえないことから、審査請求の対象とすることはできない。

この点、1度目の変更申出は、本件審査請求の趣旨を「特例延長の取消し」から、「速やかに個人情報の開示に係る決定をするよう求める」趣旨への変更を求めるものであり、「特例延長」という実施機関の手続について審理を求めるのではなく、開示決定等が相当の期間を経過しても行われていないことについて審理を求めようとする趣旨であると解される。

また、審査請求人が、当初の審査請求書において「特例延長の取消し」を求めたのは、特例延長を取り消すことで開示決定等の期間を延長前の期間に戻すことを意図したものであると考えられ、速やかな開示決定等を求めるという趣旨は、変更申出の前後ともに共通しているといえる。

そうだとすると、本件審査請求を適法な審査請求として成立させ、審査請求人の意図に沿った審理を行うためには、本件審査請求を法第3条に規定する不作為についての審査請求として捉え、審理を行うことが適当であると考えられる。

② 2度目の変更申出（(2)⑩）

2度目の変更申出は、本件審査請求の趣旨を令和2年7月3日付け農水第564号による個人情報一部開示決定（(2)⑥）の取消しを求める趣旨に変更しようとするもので、実質的に、法第3条に規定する不作為についての審査請求を、法第2条に規定する処分についての審査請求に変更しようとするものである。

しかしながら、不作為についての審査請求の審理対象は、行政庁の不作為であるのに対し、処分についての審査請求の審理対象は、行政庁の処分であって、両者の審理対象は全く異なるものである。この点、法は、不作為についての審査請求と処分についての審査請求をそれぞれ別の条文で規定し、審査請求を行うことができる要件（法第2条及び第3条）、審査請求書の記載事項（法第19条第2項及び第3項）等について、異なる内容としており、両者を別の手続として規定しているといえる。

したがって、審査請求人が令和2年7月3日付け農水第564号による個人情報一部開示決定についての審理を求めるのであれば、別途審査請求を行う必要があり、本件審査請求の趣旨を変更することにより、同決定についての審理を求めることはできないと解する。（なお、2度目の変更申出は、審査請求人が

令和2年7月3日付けの同開示決定があったことを確実に知ったといえる同年7月22日の翌日から3か月を超える期間が経過した令和3年1月29日に行われている。)

③実施機関の不作為について

(3)②のとおり、本件審査請求は、不作為に対する審査請求として審理すべきものであるが、実施機関は、令和2年7月3日付けで個人情報の一部開示を決定し、同年7月22日に一部開示決定に基づく個人情報の開示を実施しているのであるから、遅くとも令和2年7月22日に本件審査請求の目的は消滅したというべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本件審査請求は、不作為に対する審査請求として適法なものであったが、審査請求後に当該申請に対する処分がなされことによってその目的が消滅したため、審査請求の要件に欠けることとなったものである。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

3 審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------|----------------------|
| 令和3年1月27日 | ・ 諮問書受理 |
| 令和5年10月23日 | ・ 審議（令和5年度第5回審査会合議体） |
| 令和5年11月27日 | ・ 審議（令和5年度第6回審査会合議体） |
| 令和6年1月17日 | ・ 審議（令和5年度第7回審査会合議体） |
| 令和6年2月27日 | ・ 審議（令和5年度第8回審査会合議体） |

経緯（参考）

令和2年2月5日 個人情報開示請求

令和2年2月19日 個人情報開示決定等期間特例延長

令和2年3月9日 審査請求

令和2年3月27日 補正命令

令和2年4月15日 個人情報一部開示決定